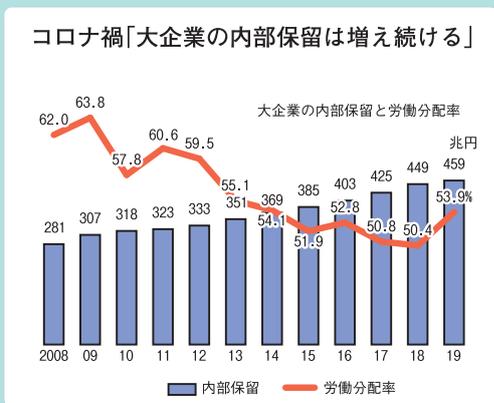
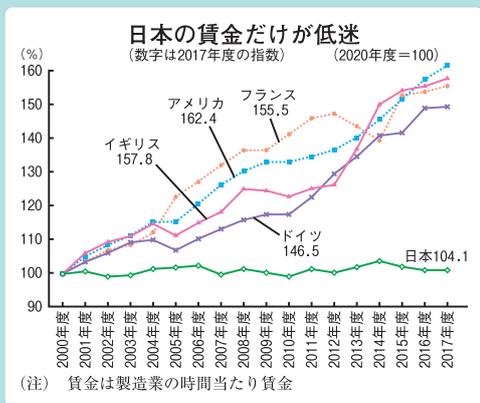


2回目の「緊急事態宣言」で飲食業・サービス業などが再び大きな困難を強いられ、労働者の雇用親労働条件にも影響を及ぼしています。経済を回復させるためには、事業者への支援をもっと手厚く迅速にして、まず感染を抑え込むことが必要です。そのうえで、賃金を引き上げることが決め手になります。

春は賃上げを実現するとき

数十年來の労働者の闘いによって、日本では「春に賃金が上がる」状況をつくってきました。しかし、この間は財界・大企業の賃上げ抑え込みや、非正規労働者の増大などによって、賃金が上がらない異常な国になっています。そのため経済成長もできなくなっています。

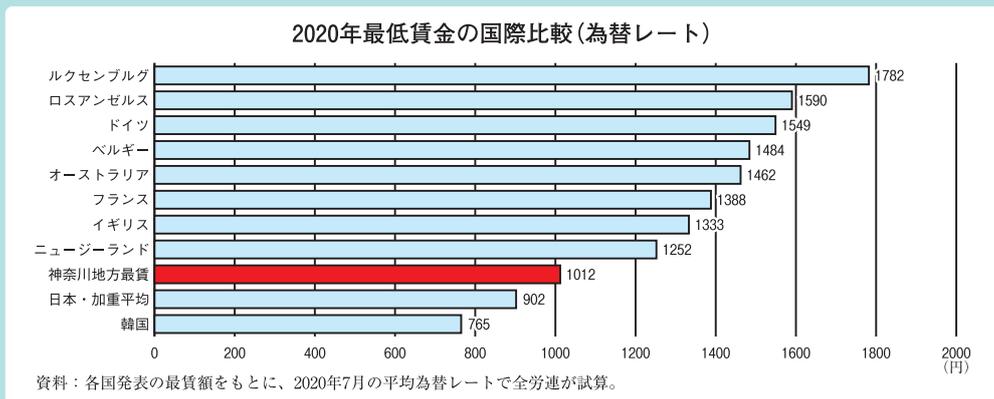
一方で労働者が生み出した利益は、企業の内部留保（利益のため込み）に回されるだけ。内部留保を労働者・下請け企業に成果を適正に配分することで、大幅賃上げは十分に可能です。



最賃引き上げと全国一律制度

アメリカのバイデン新大統領は「傷つけられた労働者の生活を守るため」と最低賃金を15ドル(約1560円)に引き上げることを表明しています。アメリカだけでなく各国で「コロナ禍だからこそ最賃を引き上げる」状況となっています。

日本においても、すべての労働者の賃金を引き上げるために、最低賃金の大幅引き上げを政府が決断すべきです。そして、世界でも類のない全国バラバラの最賃額を改め、中小企業支援を抜本的に強めながら全国一律の制度を確立することが、地域経済の好循環を実現するために必要です。



経済回復には、
感染防止と賃上げが必要

あなたの要求を教えてください → Webアンケート実施中





コロナ禍でも雇用・労働条件を守る

コロナ禍だから「仕方ない」とあきらめていませんか？あきらめる必要はありません。この間も、労働者が声をあげ、「雇用調整助成金の特例措置」や「休業支援金の創設」など様々な支援策を政府につくらせてきました。

労働組合では、制度を活用して労働者の生活を支えるなどの成果を実現しています。

雇用もあきらめることはありません。解雇も雇止めも4つの要件（必要性、回避努力、人選の合理性、労働者への説明・協議）を満たしていなければ、不当なものです。

雇用調整助成金とは

会社が払った休業手当などの一部を国が会社に支給（特例は2021年3月まで・予定）。

コロナ休業支援金・給付金

会社が休業手当を払わない場合に労働者が国に請求（対象は中小企業、大企業も対象とするよう求めています）。

※生活支援や減免制度など国・自治体の情報もチェックしましょう。

“労働組合”という選択肢がある

雇用でも労働条件でも、個人で使用者と交渉することは難しいのが現実です。法律でも保障されていません。

しかし、『労働組合』は違います。日本国憲法28条によって、労働組合の権利が保障されています。法律では、労働組合との交渉を使用者は拒否することができず、誠実に対応することが定められています。

労働組合に加入した入り、つくったりすることでこそ、雇用も労働条件も守り前進させることができます。



政治も変えよう

働き方のルール（労働法制）や、消費税などの税金の集め方・使い方、社会保障のあり方など、私たちの生活全般には、深く政治がかかわっています。労働組合が使用者と交渉して実現できることにも限界があります。

私たちの要求・願いを実現するために、政治も変えましょう。今年は総選挙が必ず行われ、自治体でも様々な選挙があります。絶好のチャンスです。

例えば、軍事費を医療充実に転換すれば…

日本戦闘機爆買
1.1兆円

ICU 1.5万床
呼吸器 2万台
看護師 7万人
医師 1万人

韓国は軍事費850億円削減
コロナ支援金給付へ

お問合せ

神奈川県国民春闘共闘会議／神奈川県労働組合総連合（神奈川労連）

TEL 045-212-5855 FAX 045-212-5745 Eメール voice@kanagawa-rouren.jp
〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館6F



神奈川労連

@info19017036

HP

ひとりの「仕方ない」から、

みんなので「変える」へ